請　願　文　書　表
（令和８年第４回定例会）

請　願　第　９　号	令和８年１１月４日受理
付　託　委　員　会	総務常任委員会
件　　名	アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書
紹　介　議　員	大　塚　裕　介　議員　　末　永　　隆　議員 成　田　忠　志　議員　　堀　口　明　子　議員 飛知和　真理子　議員

請　願　要　旨

意見書提出を求める要旨

建設業従事者のアスベスト被害に対して、２０２１（令和３）年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称:建設アスベスト給付金法)」が成立し、２０２２年１月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業１０社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の附則第２条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者に対する補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされています。

こうした評価は、被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支

給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上の事から、下記事項を実施する様、国への意見書を採択頂ける様、請願致します。

請願事項

建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に実現して下さい。